

新型コロナウイルス感染症 対応チェックリスト

コロナ陽性者が発生した場合、以下の順番で対応をお願いいたします。

- 施設内の状況を確認して速やかに所管部署（施設内・外）へ連絡報告
感染者数の把握(職員数、入所者数、うち〇名感染)
職員間で情報共有、介護事業所等の関係機関と連携
- 感染者を含め入所者の体調を確認
- 治療に向けた調整
配置医や協力医療機関等へ受診や治療について相談。
- ゾーニングの実施
- PPE(感染防護具)の適切な使用・着用

●保健所への発生報告基準●

ア:同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ:同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ:ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に施設長が報告を必要と認めた場合

令和5年4月28日厚生労働省等発出「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正についてより

●保健所への報告の流れ●

- ① 報告基準に該当した場合〈別紙2〉の様式に記入 様式は横浜市 HP からダウンロードできます
- ② 栄区役所福祉保健課 (sa-kansen@city.yokohama.jp) へメールで報告

報告時には、以下の所管課もメールのCCに含めてください

高齢者施設の場合：kf-corona@city.yokohama.jp 健康福祉局高齢健康福祉部コロナ発生報告アドレス

障害者施設の場合：kf-covid19@city.yokohama.jp 健康福祉局障害福祉健康部コロナ発生報告アドレス

令和5年4月28日 健高施 685号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付け変更後の対応について(通知)」
令和5年5月2日 健障推 404号「障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付け変更後の対応について(通知)」より

～対応する時にわかりやすい参考資料～

PPE・感染症対策について

施設内療養時の手引き
厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>



換気について

感染拡大防止のための
効果的な換気について

新型コロナウイルス感染症対策分科会
https://corona.go.jp/emergency/pdf/kan-ki_teigen_2220719.pdf



動画

【新型コロナ】効果的な換気のポイント
内閣官房新型コロナウイルス等
感染症対策推進室

<https://www.youtube.com/watch?v=utlNrLrfxmc>

